

Q 5 現在勤めている事務所は労働保険に加入していません。弁護士もかなり高齢なので、事務所をたたむ可能性が非常に高いです。もしそうなったら雇用保険をかけていないので、失業保険を受給できないのでは！？とすごく不安になります。雇用保険をかけていなくても失業保険を受給できますか？

A 5 雇用保険（失業保険）は政府が管掌する強制保険制度です。労働者を雇用する事業所は原則すべて雇用保険に入る義務があり、労働者の賃金の一定割合を保険料として納める必要があります。労働者もこの一部を負担します。アルバイトやパート労働者、派遣労働者でも、一定の要件を満たせば、正社員と同じく雇用保険へ加入しなければいけません。従って保険料を支払っていないと給付を受けることはできません。失業手当だけの話では無く、教育訓練給付や高年齢雇用継続給付にも大きく影響してくることがあり、最悪の場合、教育訓練給付や高年齢雇用継続給付を受け取ることが出来なくなってしまいます。

もしあなたの事務所が雇用保険に加入していないときは雇用主に加入するよう要求しましょう。加入しているかどうか確認する方法は、労働相談 Q&A の別の質問で、紹介していますのでそちらをご参照ください。（厚生労働省ホームページで誰でも簡単に検索して確認することができます）要求しても加入してくれない場合は、ぜひ私たち労働組合にご相談ください。

労働保険の手続きは弁護士協同組合でも取り扱っています。